

**障がい児長期休暇支援事業
夏休み中の利用案内**

休み期間中に日中活動の場所を提供することで、児童の健全育成を図るとともに、その家族の介護負担を軽減する目的で、障がい児長期休暇支援事業を実施します。

◆対象者

- 特別支援学級や特別支援学校に在学中の方
- 在宅で生活している18歳以下の身体障害者手帳か療育手帳をお持ちの方
- 18歳以下の発達障害(自閉症・アスペルガー症候群・学習障がい・注意欠陥/多動性障がいなど)の方

◆期間

7月21日(火)～8月31日(月)
※土日は休み。

◆時間

午前8時30分～午後5時30分

◆内容

レクリエーション、音楽療法、リハビリテーション、創作活動、日常生活動作の支援、療育などの支援

◆利用料金(1人当たり)

1日600円
半日300円

◆開催場所 大方誠心園

◆持ってくるもの お弁当

※事前の申し込みにて1食300円
円で提供ができません。

○利用申し込み・お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116(課直通)

**平成27年度 戦没者遺児による
慰霊友好事業の参加者募集**

(財)日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

この事業は、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象に、父などの戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的に、厚生労働省から補助を受け実施しています。

◆訪問予定地域(申込期限)

- ①ボルネオ・マレー半島(8月4日)
- ②マリアナ諸島(8月12日)
- ③マシヤル・ギルバート諸島(8月22日)
- ④東部ニューギニア(8月26日)
- ⑤中国(8月28日)
- ⑥トラック・パラオ諸島(9月18日)
- ⑦ソロモン諸島(9月25日)
- ⑧ミ

ヤンマー(10月1日) ⑨フィリピン(10月13日) ⑩洋上慰霊(12月5日)

※詳しくは、(財)日本遺族会事務局(☎03-3261-552)

1)までお問い合わせください。

◆申込先 高知県遺族会

☎088-884-8700

◆参加費 10万円

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116(課直通)

**「第10回特別弔慰金」の
請求を受け付けています。**

戦後70周年に当たり、改めて弔慰の意を表するため、戦没者などの遺族に「第10回特別弔慰金」を支給します。

4月1日現在、「恩給法による

公務扶助料」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給します。

◆支給対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で

次に該当する方

- (1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2)戦没者などの子
- (3)戦没者などの
- (4)兄弟姉妹

①父母 ②孫 ③祖父母

※戦没者などの死亡当時、生計関係有するなど、要件を満たしているかで順番が替わります。

(4)前記(1)から(3)以外の戦没者などの三親等内の親族(甥・姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

◆請求窓口

- 本庁健康福祉課福祉係
 - 佐賀支所地域住民課
- 総合窓口第2係

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116(課直通)